

令和3年度第2回歯と口腔の健康づくり推進部会(要旨)

日時：令和3年12月17日(金)13:30~15:00

場所：兵庫県歯科医師会館 5階 ホール

1 開会挨拶(兵庫県知事 齋藤元彦)

皆さんお疲れ様でございます。

改めまして兵庫県知事の齋藤元彦でございます。開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げたいと思っております。

本日は公私ともにご多用の中で、年末も差し迫って参りましたが、口腔の健康づくり推進部会にご出席いただき、またオンラインの皆様にもご出席賜りありがとうございます。また平素より、本県の歯及び口腔の健康づくりの推進につきましても、ご尽力賜り厚く御礼申し上げたいと思っております。

本日は澤田会長をはじめ皆様方にお集まりいただきまして、いよいよ議論も佳境になってきているところがございますが、本県では、健康づくり推進条例に基づきまして、施策の柱としても、歯及び口腔の健康づくりについても取り組んできたというところでございます。一方やはり今、人生100年時代ということもございまして、歯と口腔の健康というものは、お年を取られた方の8020という流れもありますけれども、やはり小さい子供のころから健やかな成長の発達であったりとか、あとは我々現役世代においても糖尿病をはじめ歯周病など生活習慣病の予防というものも大事なことになっており、全世代において、歯の健康をしっかりと守っていくということが大事だというふうに私自身も認識しております。

私も3ヶ月に1回は必ず歯医者さんに行って、クリーニングをされているということをずっと続けており、おかげさまでむし歯がないということが続いておりまして、これはやはり自分にとっても安心ですし、ずっと歯医者に行かないで突然歯医者に行ったときに、むし歯がいっぱいあるっていうのはやっぱりよくないので、平素からしっかりオーラルケアを我々自身が、歯間ブラシであったりとかフロスなど、この辺はしっかり日々やっているという状況でございます。

今コロナの影響もございまして、様々な受診控えであったりとか、外出自粛後は友達と食事に行くという機会も減っており、口を使うということが低下しておりまして、マスクをつけてることがある中で、たまにマスクをとって、写真撮影すると、かなり口の周りは固い表情だということもあります。いろんな課題がまた出てきているところもあります。そういった意味で、関係機関のご了解、ご協力をいただきながらライフステージに応じた歯に関する政策をしっかりと進めていくということが必要だということで、就任させていただく前から、歯科医師会の皆様とも意見交換する中で、やはり兵庫県としても単独のオーラルケアに関する条例を設置するということの重要性を私自身も、意見交換する中で強く認識したということでございます。

従いまして、その上で歯と口腔の健康づくりの推進条例、これは仮称でございますが、ぜひこれを早期に議会に提出させていただきまして、条例制定を目指したいという形にさ

せていただきました。

そこで、やはり大事なものは、関係する皆様方と一緒に議論をしながら、案を作り上げていくということでございますので、本日もそうですが、これまで皆様の様々なご経験それから御知見に基づきまして、議論いただいたということでございます。

改めまして県歯科医師会会長の澤田会長はじめ歯科衛生士会であったり学校関係、それから学識の関係者の皆様に改めて御礼を申し上げたいと思っております。

今後、条例の制定をさせていただきまして、これから、兵庫県民の子供の方から現役世代、そして、お年をとられた方、すべての方々に、「歯を大事にしましょう」「健康づくりに向けてしっかり取り組んでいきましょう」ということを、

啓発活動であったりとか、いろんな取り組みをしっかりとこの条例に基づいて、進めていきたいというふうに考えております。また引き続き委員の皆様のご協力をお願いしたいというふうに思っております。簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもよろしく願いいたします。

若干私の到着が遅れてですね、皆さんをお待たせしてしまったことを改めてお詫び申し上げます。この後ちょっと会議が別でありますので、しばらくしたら退席させていただきますけども、本当に実りある議論を熱心にこれまでもいただいたということ本当に改めて、お礼を申し上げたいと思っております。

今日も含めて、どうぞよろしく願いいたします。

2 委員紹介

【会場出席】(五十音順)奥原委員、神田委員、栗原委員、榊委員、澤田部会長、高橋委員、福田委員、前田委員

【オンライン出席】尾崎委員代理、空地委員、橋委員、西委員、西垣委員、登里委員、宮脇委員、森田氏(部会長指名出席) 以上、会場及びオンラインによる出席 16名

【欠席】木下委員、下村委員、谷委員、成田委員、西村委員、三宅委員(以上6名)

健康づくり審議会規則の第8条第3項の規定により、健康づくり審議会会長から指名された兵庫県歯科医師会澤田会長が部会長となる。

(部会長)

会議次第に沿って進めることといたしますので、円滑な進行につきまして、ご協力いただきますようお願い申し上げます。それでは議事に入ります。

3 議 事

(1) 歯と口腔の健康づくり推進条例(仮称)の制定について

[資料1~3について、事務局より説明]

<意見交換>

(部会長)

ただいま事務局の方から資料1～3に基づきまして説明がございました。

特に10月に開催されました第1回の部会では、歯科の単独条例の制定についてワーキング部会の設置をして、条例内容を検討するという事で、ワーキンググループで協議をさせていただいたわけでありまして、そして今回は、具体的な条例案がただいま示されたわけでありまして、委員の皆さん方からご意見や、ご質問いただきたいと思います。

(委員)

こちらのほうで、推進部会とワーキング会議の方でご意見を正していただきまして、かなり最初は他府県と同じような内容になるのかなとちょっと心配をしたんですけども、委員の方々のご意見を拾い上げていただいたということで感謝しております、ありがとうございます。

この中でちょっと何点か、こちらの方から要望といいますか、追加でお願いしたいというところがあります。資料3、3ページの市町の責務、第4条なんですけど、この中で、市町は、基本方針に則り、歯と口腔の健康づくりに携わる人材の確保とあるんですけども、すでに今市町の事業は、長年にわたり人材の確保をしております、1.6歳児の健診や妊婦検診から始まって、高齢者の健診に至るまで※人材の確保はしております。※その事業に出務をしているほとんどで歯科衛生士、地域ですでに歯科衛生士が正規配置されているのが7市町ですので、それ以外のところの事業の展開っていうのは歯科衛生士会の歯科衛生士がその事業に出務しております。

ですので人材の確保につきましては十分確保していただいて、その課題も実は、ベテランの歯科衛生士が多くなってきていて次の世代にバトンタッチができないという課題もあるんですけど、人材の確保だけではなくて、専門職の配置及び確保という形で、専門職の方の記載をお願いをしたいと思います。

それと第5条の11号になります。最後の方ですけども、介護福祉関係者っていうのが、こちらのほうをちょっと私の方も事前の資料の中で出させていただいたんですけども、2ページの定義のところの(4)福祉関係者という形で名前を変えられたと思いますが、そこに介護福祉関係者ということで新たに、以前の案のところでは介護福祉関係者というものが出たと思いますけれども、このあたりの言葉の整理が必要かなと思います。

それと、4ページの3項の歯磨きというところになりますが、「歯磨き」というのがこの磨きという漢字の記載というところが必要なのかわかっていうことがちょっと気になるようになります。

後、6ページになりますが、第15条「県は～」から始まりまして、歯科疾患の発生状況という、このことが前回もちょっと私の方でコメントのほうでさせていただいたんですけど、「発生」という言葉が適当かどうか「発症」なのか「発生」なのかというところをちょっと気になる場所ですので、ご検討いただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

(事務局)

今お答えできる範囲でお答えさせていただきますと、最後のご質問ですけれども、第15条のところですね歯科疾患の発生状況というのは、健康づくり推進条例の方で同じように実態調査等という項目がございまして、こちらで疾患の発生状況等という、同じ文面にそろえる方が、適切であるという方針のもとで、このような表現を使わせていただいております。

前後しますが、人材の第4条の市町の責務の件は、こちらの県の条例ですので、市町の責務に関しては、条例で書ける文面に制限がある程度ございまして、これ以上踏み込んだ記載ができるのか、引き続き検討は続けさせていただいておりますが、ただ、そこまで書けるかは、まだ確実なことは申し上げられないという状況でございます。

介護、介護福祉士の件が、福祉関係者という表現に訂正させていただく予定で第5条のところすみません指摘いただいてありがとうございます。こちら訂正のミスがございました。

歯みがきの件も、ほかの条例との兼ね合いだったかと思うんですけれども、ぜひひらがなの方が望ましいというご意見を承ってよろしいですか。もう一度検討させていただきます。

(委員)

歯と口腔ということの内容の濃さには圧倒されております。

私たち栄養士会からいうと歯と口腔すべて食べ方、食べることから始まって、正しい食べ方とか、食についての関わりがないってところがあるんですけど、一番最後の6ページのほうの(4)で多職種連携の中にも、特に栄養士のことは全くなく、できたら食の関係性も少し、生まれてから食べ方一つでも多分、歯の健康、口腔ケアって変わってくるかと思しますので、何かどこかの箇所に、その辺をに出していただけたらありがたいかなと思いましたので、よろしく願いいたします。

(事務局)

検討させていただきます。ありがとうございます。

(委員)

私どもも高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組み始めたところですので、今回この歯と口腔の健康づくり推進条例、元の条例から切り出してされるというのは非常にいいことだろうと思っております。

内容的にはですね、幅広に書かれておるなというふうに拝見をいたしております。ただ条例を作ることが目的では多分なくて、歯と口腔の健康づくりを推進していこうということが、もちろん目的なわけですので、県の方でしっかりとリーダーシップを取っていただいておりますね、~~こっ~~ち口も出すけどお金も出すということをやっただけならばというふうに思っております。

それとですね条例案でちょっと気づきましたところ何点か申し上げたいと思います。まず1ページの一番最下位、下のところなんですけれども、県市町から始まってその他の関係者っていうふうになってるんですけれども、医療保険者っていうのは定義していただいているので、ここはその他でくくらずに、医療保険者で書かれたらいいんじゃないかなと、そ

んなに長くなりませんので、定義されてるものの中で医療保険者だけその他っていうふうに書かれてるんで、これは要望でございます。

それから、1条なんですけれども、これも福祉関係者先ほど高橋先生の方からご指摘ございました。介護と統一されるということでしたんでそこはいいんですけれども、1条の(5)のですね、医療保険での定義の中で、これ、がん対策基本法を引っ張ってこられててですね、一方で第6条の医療保険課の加入者っていうところは、介護保険法を引っ張ってこられてるんですね、うろ覚えなんで恐縮なんですけど、介護保険法にも医療保険者と定義してるんでここ使い分けられてるのに何か意味があるんであれば教えていただきたいというふうに思っております。それから最後に2条の基本方針の、第2条の3項のところに、関係者すべてが参画と協働っていうふうの下から3行目に書かれております。かたや、第5条のそれぞれの団体の責務といいますか、関係者の責務のところ、5条の2項、3項、4項のところに、県及び市町が講じる施策への協力、これ協力の努力義務が規定されていないんですけれども、1項と六条にはそれが書かれてるんですけれども、2項3項4項の関係者には県や市町の施策への影響力の努力義務っていうのがないんです。何かこれも意味があるんであれば、教えていただきたいんですけれども、基本方針では全部みんな参画と協働でやっていきましょうということですので、逆に言うと、協力の努力義務だからここに5条の2項3項4項のところにも同じような規定があっても、いいのかなというふうに感じております。以上でございます。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。医療保険者の第1条(5)の定義に関しましては、先行しております兵庫県のがん対策推進条例の方の医療保険者の定義か、がん対策基本法のものを、用いております。仰る様に介護保険法の方にも医療保険者の記載はございますが、今回先行条例と統一するというのと、後ですね関係者の方々の責務というところほどの程度まで追加で記載する必要があるか、今まさに検討している事項でございます。確かにおっしゃっていただいたことを踏まえて、努力義務なのか、もう少し書きこむ必要があるのかというのは、引き続き検討させていただきます。

(委員)

あんまり専門的なことはよくわからないんですけれども。

これまで、8020運動といった形で8020というイメージがすごく、80歳で20本歯を残そうということなんですけれども、この会議そのものも名前が変わって、歯と口腔ということで、発展的に会が行われてるわけなんですけれども、これまで例えば職域の健診というと、8020を目指して、むし歯や歯周病を診てだけと言ったらおかしいですけど、それを中心になって、歯科健診が行われたというのが実情なんです。でも最近、いわゆる生活習慣病、特に糖尿病関係の関連、それと、今意外と多くなってるのが、口腔がんですね、これ実は私の身近な人もちょっとこの前発見されて、最初近くの歯医者さんでは、いわゆる入れ歯の床ずれみたいなどころですので様子見ましようって言われたんですけれども、ちょっと知り合いの歯医者に見せましたら、これはちょっとあやしいよということで、結局、何とか今入院して無事に手術もらったんですけれども、こういった身近なところ

でそういうものを感じておりまして、やはり、11条のところでは具体的に事項に取り組むというような、非常に具体的な事例で周知していくというのは非常にわかりやすく今後も頑張りたいと思っております。

(部会長)

8020運動の処遇等についてはいかがでしょうか。

(事務局)

8020運動に関しましては、条例の中では、第12条の高齢期において「むし歯歯周病による歯の喪失を予防する」というところで記載させておりまして、8020運動は現在、かなり目覚ましい成果が出ておりまして、すでに目標は達成してしますので、さらに今回の条例では口腔機能の方、これからさらに取り組みとして促進していきたいというふうな記載をさせていただいており、がんの検診等も今後もしっかり施策としても充実させていきたいと考えており、記載させていただいております。

(委員)

私は歯科診療所のほうで今日も午前中してきましたんですけど、よく思うのは歯を失ってしまって入れ歯が合わなくなって入れてないっていうことで、なかなか噛みにくくなってらってという方が結構いらっちゃって、どうしても入れ歯が入れられないっていうことで、お口の機能がやっぱり落ちてしまうんですね。噛めない、咀嚼できないということによってそういうことが起きてしまいます。そのためにはやっぱりこの条例を作るということ、若い世代から子供の頃から、そういうことをお口が大切だということを言っていくって、とても大切で私はとても嬉しいなと思っております。見ましたら、口腔衛生管理、口腔機能とあるんですけど、口腔健康管理っていう言葉がちょっとないように見受けられますのでそういう言葉も、二つ合わせたのが口腔健康管理といいます。そちらの方もどこかで入れていただいたらと思うことと、あと、乳幼児のところ、幼児のところなんですけれども食育、栄養士の会長さんも言われたように、食育とっても大切です。やっぱり食べていかないと、しっかり噛めなくなってしまうと歯並びが悪くなって、機能もいずれ落ちてしまうし歯周病も進むっていうことがありますので、食育を進めるためにはそのやり方とかそういうこともしっかりと教えていくっていうのも大切じゃないかなと思いました。

(事務局)

ありがとうございます。食育に関しましては、兵庫県の方でも施策として重要視しておりまして条例の中では、食習慣に関しては県民の責務第7条(3)の保護者の責務のところ、適切な食習慣というのの定着、そして、幼児期及び学齢期、第10条(2)の方でも、同じように、食習慣という言葉は、条例はなかなか使える言葉が法律に載っている言葉でないと説明書きが必要という制限もございまして、今回食習慣という言葉で、現在の案では記載させていただいております。

そして、口腔健康管理も口腔衛生の管理で、現在の表現で少し訂正が必要かどうかのご指摘をいただいた件に関しては検討させていただきます。

(委員)

私たちの兵庫県難病団体連絡協議会の方は、資料5ページ13条のほうの、配慮を要する

ものに対する歯と口腔の健康づくりというところに当てはまると思うんですが、第13条の(1)で細かく分けていただいて今年医療的ケア児という方に関する法律もできまして、私が所属してます心臓病児の子供を守る会も、医療的ケア児の子供たちが沢山おります。その難病団体もその子供から大人まではライフステージの妊産婦の方もいらっしゃいますので高齢まで合わせて障害をお持ちで、年齢もそれぞれのライフステージの方もいらっしゃるってことで多岐にわたっておりまして、そういう意味ではやっぱり6ページの多職種連携ってのがとても大事になってくるんじゃないかなと思います。それが私たちの理想としてるところでそこが入っていると理想的なんですよ。それが理想だけで終わらずに、しっかりと連携をしていただきたっていうのと、オーラルフレイルっていうことも結構障害をお持ちで高齢の方が横文字になかなかなじまないっていう方も多いので、その啓発活動もあわせて、わかりやすく連携されたときに福祉関係者医療関係者歯科医療関係者の方が、同じように、わかりやすく理解をしていただくっていうところが、大事じゃないかなと思っています。私達の会も今ちょっとコロナでなかなか積極的にそういうお話ができないんですけれども、これからもっとオーラルフレイルを詳しくわかりやすくっていうのを、会の方でも進めて行きたいなと思っています。

(委員)

先ほどのオーラルフレイルという言葉ですね、やっぱり横文字でわかりにくいと。条例ながらですね、できるだけたくさんの方に理解してもらう必要があると思います。ちょっとオーラルフレイルが増えていて、ページをめくったらオーラルフレイルの表記が1ページの真ん中にあるのと、それと、5ページの第12条の(2)にありますね。実はオーラルフレイルについてちょっと説明が必要だと思って今見たらこの12条の(2)に、括弧の中で説明をしておられるんですが、これをですね、ちょっと細かいですが、先に説明したほうがわかりいいんじゃないかなと。それと虚弱ですね、虚弱な状態っていうのがまた、一般の方に伝わるのかなと。

例えば、口腔機能が衰える状態とかですね、ちょっとわかりやすい言葉遣いの方がいいのかなと。オーラルフレイルは市民権を得てきましたけれども、10人中10人がわかるわけではないので、その辺を、ちょっとわかりやすくしたほうがいいかなと。

もう一つ、第8条(2)で、かかりつけの歯科医師、歯科医療機関ですが、例えばかかりつけ医を持つことが一般的な医療では課題になってますけども、歯科でもやっぱりかかりつけ歯科医を持ってないっていうのは多いんですか？

(事務局)

まずオーラルフレイルの説明の件なんですけど、ちょっと法律の話になってしまって恐縮ですけれども、前文というのが第1章の前の部分の最初の1ページのオーラルフレイルの部分は、定義の説明を置かないのが通例だそうです。

私もちょっと今回初めて知ったんですけれども、説明が条例の本文の第12条のところで初めてその説明書きが出てきているという理由でございまして、オーラルフレイルの説明に関しましては、すでに他府県にある歯科の条例を参考に記載をさせていただいております、ただ歯科関係者のものにとってはなじみ深い言葉に、最近ではなっているんです

けれどもただ一般の方にも理解しやすい定義がどのような言葉か、説明のところはもう少しそうしたわかりやすい表現に変えるよう検討させていただきたいと思っております。

かかりつけ歯科医は、現在お持ちの方は多いのですけれども、ただ、施策としてかかりつけの歯科医院に定期的に通っていただく必要を強調したいという意図でこちらに8条以降に記載をさせていただいております。

(委員)

わかりました。そしたらですね、先ほど知事さんが言われましたけれども、定期的に歯科医に通って点検してもらうのが重要なのかなと思います。僕もそうでした、僕もむし歯は今なくて、ここで例えば、第8条(2)のところで、「かかりつけの歯科医療機関を持つ」ということを強調したらいかがでしょうか。ちょっと間接的にここに書いておられるんで、持つことが多分大事じゃないかなと思うんですけど。持つことによって歯科健診を受けられるんで、そういうのはどうでしょうかというご提案です。

(事務局)

わかりやすい表現に、もっと改善していきたいと思えます。ありがとうございます。

(委員)

代理で出席しております福崎町の増田です。福崎町でも、健康増進計画を今、来期に向けて立てているところでして、歯磨きについても触れているのですけれども、先ほどのご意見にあったそのかかりつけ医をまず持つということをととても大事かなと思うのと、この度この条例の背景にありました乳幼児期からというところがすごく大事かなと思っております、やっぱり歯磨き自体が生活習慣、1日に3回ぐらいされる方もいるってところで歯磨きのブラシの当て方、つい強く当ててしまったり、小刻みではなくて、大きな磨きをしてしまったりかなりくせがついてしまうところかなと思うので、乳幼児期学童期の早い時期からの指導が大事かなと思います。

(委員)

歯と口腔の健康づくり推進条例、こういう条例ができることによってかなり進んでいくということはよくありますので大変素晴らしい取り組みであるというふうに思います。特に医科歯科連携の重要性を鑑みてしっかりと書き込んでいただいていますし、また、先ほどからもおっしゃっていましたが、対象として障害者や介護、要介護者、或いは認知症、そして医療的ケア児も含めてしっかりと記載していただいているということで、大変細かいところまで書き込んでいただいているなと思っております。

一つ、推進条例という体制づくりということが主なのかもしれませんが、県民に対しての広報啓発の事業というのも、大事だと思うんですが、みんながやるということだとは思いますが、何かそういうことを具体的に書き込んでもいいのかなというふうに思いました。

(事務局)

啓発に関しましては第8条のところで、すべての年齢層に共通する歯と口腔の健康づくりといたしまして、第8条第1項のところで知識の普及啓発及び意識の向上というような記載をさせていただいておりますのと、同じく8条(5)のところで啓発月間という歯と

口腔の健康づくりに関する取り組みを啓発する月間と、今回新たに設置するというふうに考えておりました、記載させていただいておりますので、これからも取り組みとして、具体的に充実させていきたいと考えております。

(委員)

内容につきましてはほぼ、皆さんそれぞれ関係各位の要請された形かなと思うんですけど1点だけ、多職種連携ということで、ここには福祉関係者医療関係者、歯科医療関係者その他の関係者となっているんですけども、以前も言われてました通り、やはり乳幼児期からの口腔衛生に関する啓発というのは非常に大事なところをだというふうに思っておりますので、こちらの多職種連携のところにやはり教育保育関係者ということもしっかり明記をしていただくほうが、いろんな形で、1施設ですとか、教育保育施設だけで取り組んでいるわけではなくてそれぞれ歯科の医療関係者の方だったり、あとは行政の関係者の方に、やはりいろんな指導をしていただきながら進めていくのが一番いいのかなというふうに思っておりますので、そこに文言として、加えていただくことをご検討いただければなというふうに思います。

乳幼児期からの歯科衛生につきましては各園で取り組んでいるところではございますけれども、やはり人生の一番土台となる時期ですので、しっかり今後でも取り組んでいければなというふうに思っております。

(事務局)

多職種連携のところは誤嚥性肺炎ですとか介護医療のところを主に書いている条でしたので、ただ後の記載がちょっと行き届いてないところをご指摘いただいて、ご意見を踏まえまして、検討して訂正する必要があるというのは、今回ご意見いただいてありがとうございます。助言を訂正していきたいと思っております。

(委員)

ワーキング部会でも意見の方言わせていただいたんですけども、幼児期、学齢期におけるむし歯のある人の割合が年々減少していますが、学齢期は乳歯から永久歯に生え替わる時期であり、むし歯をつくりやすいこと。

また、親から離れることによりむし歯や歯肉炎なども増えている傾向にあります。今回第10条に乳児期、幼児期、学齢期における必要な施策が3点挙げられています。

1点目科学的根拠に基づくむし歯予防、2点目保健指導及び保健教育の充実、3点目歯と口腔のすこやかな成長発達、この3点が施策として挙げられているんですけども。

やはりこれらが柱となると思いますので、今後も学校関係の方も、これらの施策を備えて取り組んでいきたいなというふうに考えております。

(委員)

この条例案につきまして、事前に読ませていただいたり、今日の説明を聞かせていただいたりしまして、質問というものはございませんが、感想を述べさせていただきたいと思っております。

先ほど、養護教諭の方からもありましたけれども、小学校学齢期で一番気になるのは歯の生えかわりのあたりです。長年子供たちと接しておりますと、むし歯は減っているので

すが、歯肉炎や歯周病等他の心配なことが出てきていると感じます。

先ほど保健指導及び健康教育の充実ということをおっしゃっていたのですが、前から出ている食育に関しまして、学齢期小学校ではかなり普及し、力を入れているということがありますので、そのあたりも加えていただきたいです。栄養の面ももちろんですが、顎関節、顎を使うということで、いわゆるカミカミ献立的な給食を行ったりしながら子供たちの顎、それから歯の成長を促しているところがあります。そういう点でも、食育に関する辺りを入れ込んでいただくとありがたいです。もう一つは、現在コロナ禍で、食後のうがいもできないような状況です。すぐにマスクをするということで、口の中はどうなっているのか心配されます。そういう口の中の件に関しまして、歯科医の先生にお話を聞けるのが、歯科健診の1年に1度ということになりますので、相互に連携していくということは非常にありがたいことだと思っております。以上です。

(事務局)

今回、食習慣という言葉で「食育」という言葉が今ございませんので、今回、ご意見をお伺いして「食育」という言葉を盛り込む必要があるのではと思っておりますので、もう一度検討させていただきます。ありがとうございます。

(委員)

小さい子供から高齢者まで食育活動をする中で、少し気になることがあるのでお話ししたいと思います。特に、5ページのところで、小学生中学生などは、やはり親御さんがついてるから歯もしっかりとケアされてると思うんですが、青年期、或いは成人期に入ってきますと、やはり誰もそういうまわりから助言するような人もいなければ、自分の好きなような食事をしてるかなと思うので、11条のところで、もう少し食と関係する言葉が欲しいなと思います。子供たちのところには書いてありましたが、成人の人達にもやはりそこをしっかりと出していただいた方がいいかなと思いました。それから、先ほどから先生方もおっしゃるように、オーラルフレイルですけども、昨日20数人の高齢者に対する食育講座をさせていただいて、オーラルフレイルのことについての質問をしたんですが、誰も知った人はおりませんでした。薄々は知ってるかもわかりませんが、実際にどういうことかというまではわからないようでした。しかし、そこは、100歳体操の会場ですから、口の中のケアもしておられるんです。舌を右左上下いっぱい動かして舌の動きを活発にするようにしたり、右・左頬に空気を入れたり、そういうふうに口の中を、すごく体操されてるんですね。それがオーラルフレイル予防ですよということは言ったんですが、皆さん驚かれました。やはり高齢者にはこういうオーラルフレイルとか、カタカナの言葉が多いので、カタカナを先に出すんじゃなくてももう少し日本語で高齢者の人がわかりやすい言葉で表現いただくのも一つ方法かなと思います。

(事務局)

第12条高齢期のところ第3項で、口腔機能の維持向上等を通じた介護予防の取り組みの実践というふうに記載させていただいてるのは、まさにその今、おっしゃっていただいたその地域でのいきいき100歳体操とかそういったところでの取り組みに口腔機能の維持のことを盛り込んでいただけたらというふうに考えまして記載させていただいて

おります。その口腔機能の維持向上の取り組みの中でも、特に初期の衰えですね、オーラルフレイルといたしまして、特に初期であれば、トレーニング等で改善して元に戻る可能性も高いのでというので、特にその初期の取り組みとしてオーラルフレイルというふうに記載したのが第2項の部分になりますけれども、もう少しわかりやすい表現に改善していければというふうに考えております。あと、食事の件ですね、成人期のところで、適切な食事の習慣というところもちよっと追加の記載を検討させていただきたいのと、あとこの場をお借りして先ほどの宮脇委員にご指摘いただいた幼児期の方、幼児期学齢期の食育、「食育」という言葉は訂正させていただきたいんですけれども、第8条のすべての年齢層に記載する歯と口腔の健康づくりの第3項で食育を通じた歯と口腔の健康づくりというふうに記載をさせていただいておりますが、ただ、学齢期のところでの食育という言葉が現在ございませんので、そちらを訂正をして、「食育」という言葉も、学齢期のところで盛り込んでいけたらというふうに考えております。

(委員)

病院に勤務する歯科医師としては、口腔がん、医科歯科連携、心身の機能の低下のような全身への影響などの文言があり、兵庫県独自の条例と思われました。また病診連携、病病連携、災害、感染に対することも提示されており、平時から施策として実施していただければと思いました。

<条例の名称についてのご意見>

特になし

(事務局)

みなさまのご意見がありましたら、いただきまして、今のところ事務局案と致しましては、今お示しさせていただいている「歯と口腔の健康づくり推進条例」ですので、もしご意見がなければ、この名称で、いかせていただきたいと思いますと思っております。

(部会長)

この頭に兵庫県というのはいりませんか。

(事務局)

そちらも、あわせてご意見いただけたらありがたいです。

(委員)

名称につきましては、以前に兵庫県というのを付けるか付けない方かっていうような話も出たと思いますけれども東京都と大阪以外の中でつけているのは新潟県だけでしたね、なので兵庫県もつけたほうがいいのかと思っています。それとABCなんですけれども、前回いただきました資料で見ましたら、Aの歯と口腔の健康づくり推進条例という名前を使っている県が一番多くて、Cの歯科口腔保健推進条例を使っているところがなかったかなと思いますので、そのあたりは使った使ってるといいますか、他府県の条例と同じような形がいいのか悪いのかっていうところになるかと思っていますけれども、そのあたりは、また事務局の方でご検討されたらどうかなと思っています。以上です。

(部会長)

事務局から具体的な3案が出ておりますけれども、今の事務局提案で、特にご意見ございませんでしょうか。

それで一応こちらでお任せいただくということによろしゅうございますか。

(部会長指名)

部会長からの指名という形で出席させていただきました。初めて出席しますので、まず最初にお聞きしたいのが、以前の資料を見せていただいたときに、現行の健康づくり推進条例は、理念的な条例があることを踏まえて新たに実効的な、歯及び口腔に関する単独条例を制定するという資料を見ていただきました。

健康づくり条例の条例そのものが、理念であって、実効的な条例として、基本計画とか、推進プランとかいうのがあったように思うんですけども。歯と口腔の健康づくり推進条例もそういうような実施計画を新たに策定していく状況になっているかどうかまずお聞きしたいと思います。そしてもう一つ今歯科関係者の間では、歯科健診の充実ということを非常に前面に押し出しています。国会議員の中でも、国民皆歯科健診を実現するというのがございますし、骨太の方針でも生涯を通じた歯科健診を推進するというのもございます。資料の3にありますように、新たに作成されるこの条例を見せていただきますと、施策の中では、歯科健診という言葉が随所に出てくるんですけども、第1章の中では、歯科保健医療サービス、そういう形でまとめられているところがあるんです。

この歯科保健医療サービスですけども、この中にはちょっと歯科健診が埋没してしまっているという感じがございますので、最初の文章だけでも、例えば歯科健診、歯科医療、口腔保健指導等の歯科保健医療サービス、というような形で示していただければ、歯科健診という言葉が出てくるような気がしましたので、その辺をちょっと一つお考えいただきたいなというふうに考えております。

(事務局)

基本計画等に関しましては、条例の中の第15条の第6ページのところでございますけれども、実態調査というところに記載させていただいております。県は歯科疾患の発生状況並びに健康づくり推進条例第8条に規定する基本計画及び第9条に規定する実施計画というのが今、おっしゃっていただいた健康づくり推進条例に基づく健康づくり推進計画ですとかプランというものを、今回歯科の条例の基本計画実施計画に関しましては健康づくり推進条例に基づく計画の中で、記載させていただくという方針でおります。

あと、歯科保健医療サービスの定義ですね、おっしゃるようにその検診等も含んでいるんですけどもそちらが、わかりづらい部分もあるかとは感じておりますので、そちらの方がちょっともう少し細かい説明を追加すべきかちょっと検討させていただきたいと思っております。

(2) 健康づくり推進プランー第3次(案)ーについて

[資料4について、事務局より説明]

(委員)

お時間ないところ申し訳ないですけども、7ページですけども、7ページの下から

6行目なんです、歯口腔と全身の健康に関係があることは、「多くの方が理解しています」と、多くの方が理解してらっしゃるというのが気になる場所なんですけれども、多くの方が理解していて、次の問5のほうに「歯科健診を受けている人が低い」というような形になってきているかと思っておりますけれども、この多くの方が理解しているかどうかというところがちょっと現場にいる者からしましたら、指導に従事してらっしゃるものからですと、ちょっとこの辺りがどうかと思うところになります。

それと9ページの真ん中辺りですけれども歯周病予防と口腔ケアの支援ですけれども、こちらの歯周病はというところになるんですが、このあたりに糖尿病のことも、特に配慮を要する方への支援ということにはなるんですが、「糖尿病」も入れていただきたいということと、一番最後ぐらいになります、歯科衛生士等の専門職による口腔ケアを支援しますとなってるんですけれども、口腔ケアというのは、専門職でなくてもっていうところになるかと思っておりますので、このあたりに先ほど栗原委員の方から出ておりました、歯科衛生士等の専門職によるのであれば、口腔健康管理という言葉が適当になるのではないかなと思っておりますので、先ほどの口腔衛生と口腔機能というものを合わせたものは口腔健康管理という形で整理されておりますので、この辺りの言葉の使い方というのも、またご検討いただけたらと思います。

(事務局)

検討して参ります。

(部会長)

現行の健康づくり推進条例の制定から10年、その中の1分野であります歯と口腔の健康づくりも10年の間に口腔と全身との健康づくりの関連について、たくさんの検証が出ております。またオーラルフレイル予防対策或いはポストコロナ時代の、いわゆる感染症対策等、新たな課題の対応というものが必要になっているわけでございます。

さらに地域の事情に応じた歯科口腔保健施策を多角的に、かつ継続的に実施しているというような基盤となる歯科保健に係る単独条例が本県にとっても必要になってきたわけでございます。条例作りは大変困難を伴うわけでございますけれども、引き続きご協力お願いしたいと思います。

また、第三次の健康づくり推進プランの中の歯及び口腔の健康づくりについては、ライフステージに沿った現状と課題、そして取り組み方針、これも一段と充実した内容になっていると思います。新条例と整合しながら、県民の健康づくりに大きく寄与するものになるというふうに思っております。それではこれで進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

澤田部会長、委員の皆様のおかげでございました。皆様からいただきましたご意見を参考にしまして、条例案完成に向けて、作業の方を進めていきたいと思っております。ありがとうございました。終了時間も過ぎているんですが私の方からお願いとお知らせをさせていただきます。まず1点目が、兵庫健口長寿、県民シンポジウムについてです。参考資料の1なんです、まだ配信期間が決まっていらないんですが決まりましたらまた皆様にお知らせをさせていただきます。年末から年始にかけて、オンデマンド配信を行います。

すので、ぜひ視聴いただけたらと思います。

そして2点目です。今回、条例の骨子案についてのパブリックコメントを募集いたします。期間を12月24日金曜日から1月17日月曜日の三週間です。委員の皆様におかれましては直接事務局の方に、ご意見をさせていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

－ 閉 会 －